

新型コロナウイルス感染症に関連する欠席等の扱いについて

新型コロナウイルス感染症防止の観点から下記に該当する場合は、出席停止（公欠）とします。該当者は、公欠届を学生課に提出してください。

記

1 濃厚接触者として認定された場合 (出席停止期間は14日間)

※「濃厚接触者」とは、

- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者」と接触があった者

2 濃厚接触者として認定されていないが、次の自覚症状等がある場合 (出席停止期間は7日間)

ア 風邪の症状や37.5度以上の発熱がある場合

イ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

ウ 嗅覚異常がある場合

3 近親者が自宅待機中である学生、感染の疑いがある等の理由により本学から自宅待機を要請されている場合

(出席停止期間は学生の状態を目安に個別に判断)

4 緊急事態宣言地域から本県へ転入した場合

(出席停止期間は本県へ転入してから14日間)

5 緊急事態宣言地域を訪問した場合

(出席停止期間は帰鹿してから14日間)

以上